

上限  
10万円

## エアコン購入費および設置費用の 合計額50%を補助します！



町では、住宅における熱中症による事故を未然に防ぎ、住民の安全かつ安心な生活を支援するため、エアコン設置にかかる費用を補助します。

- ※1世帯1台に限ります。
- ※補助受付期間は令和8年度が最終年度となっていますので、**令和9年3月31日**までに申請ください。

### ○補助額

エアコン購入費および設置費用の50%以内(上限10万円)

例1)

購入費および設置費用が10万円の場合、補助率50%のため、補助額は**5万円**となります。

例2)

購入費および設置費用が30万円の場合、補助率50%では15万円となりますが、補助額は**上限額の10万円**となります。

### ○補助の対象となる方

次の**すべてに該当する方**が対象となります。

- ・町内に住所があり、かつ、居住していること
- ・町税の滞納をしていないこと
- ・新たにエアコンを購入し、設置すること
- ・賃貸住宅に住んでいる方の場合、賃貸住宅の所有者から同意を得ていること

相談・申し込み・問い合わせ先  
施設課 土木建築グループ  
☎0139-56-8370

## 『特定空家等』の解体など工事費の50%以内(上限50万円)を補助します！

町では、倒壊や建築部材の飛散の恐れのある「特定空家等」の解体工事の費用を補助します。

受付期間：令和8年4月1日(水)～令和8年10月30日(金)(土・日・祝日を除く)

※予算額は1,000万円です。補助交付額が予算額に達した場合には申請受付を終了します。

### ○補助額

解体など工事費の50%以内(上限50万円)

例)工事費120万円の場合、補助率50%では60万円となりますが、補助額は**上限額の50万円**となります。

### ○補助対象となる空き家について

- ・「特定空家等」と認められたもの
- ・公共事業の補償の対象となっていないもの
- ・所有権を除く物件または賃借権が設定されていないもの



「特定空家等」の認定を受けるためには、**各種手続きが必要です。**  
事前にお問い合わせください。

### ○補助の対象となる方

次のいずれかに該当する方で、町税の滞納がなく、町税の滞納に対する制限措置を受けていないことが条件となります。

- ・空き家の所有権を持っている方
- ・空き家を相続される方
- ・空き家の所有者または相続人から委任を受けた方

※**いずれも町外在住の方でも対象となります。**

### ○補助の対象となる工事

- ・空き家および付属する工作物、立木などを解体・撤去し、更地にするもの
- ・町内で建設業の許可をもつ事業者が施工するもの
- ・決定通知以降に着手し、令和9年1月29日(金)までに実績報告書を提出できるもの

※令和8年度に補助金の申請をした方は、必ず令和9年1月29日(金)までに解体・報告してください。「遠方のため片付けられなかった」「気持ちが変わり壊したくなくなった」「資金の都合がつかない」などの理由で、解体できないということが無いようお願いします。

問い合わせ先 施設課 土木建築グループ ☎0139-56-8370